

6 同和問題 [指導資料]

同和問題の解決のために、教育には大きな役割があります。神奈川県教育委員会では、同和問題の正しい理解を促し、差別を許さない心、人権を尊重する心を育むため、生徒用学習教材及び教職員用研修教材として「人権学習ワークシート集Ⅴ－人権教育実践事例・指導の手引き（高校編第14集）－」（平成25年2月）の48頁から60頁まで、生徒用学習教材として「人権学習ワークシート集Ⅵ－人権教育実践事例・指導の手引き（高校編第15集）－」（平成28年2月）の41頁から48頁まで、この問題を取り上げています。

これらの「人権学習ワークシート集」を同和問題の学習教材として活用するにあたり、まず、教職員がこの問題を正しく理解していなければ、児童・生徒を指導することはできません。ここでは、同和問題の指導のポイントを解説しますので、各「人権学習ワークシート集」の解説と合わせて読み、指導にあたってください。

（1）同和問題の正しい理解

平成25年度県民ニーズ調査によると、同和問題をはじめて知ったきっかけは、「学校の授業」（22.0%）が最も多く、次いで「テレビ、ラジオ、新聞、本、インターネット」（21.1%）が多くなっています。

児童・生徒がインターネットにおける差別的な書き込みや根拠のない情報を信じることがないように、指導する立場の教職員は同和問題の実態を正しく理解し、伝えることが重要です。また、自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を向上させ、それらを実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められます。

県教育委員会が昭和53年に通知した「神奈川県同和教育基本方針」は、平成25年3月に改訂された「かながわ人権施策推進指針」に取り込まれて整理されました。

国の動きとして、平成28年12月9日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立し、同月16日施行されました（**資料1**）。立法に先立ち、衆議院法務委員会における附帯決議（平成28年11月16日）及び参議院法務委員会における附帯決議（平成28年12月8日）がなされています（**資料2**）。この法律は、全ての国民に基本的人権の共有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である事に鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実、教育及び啓発などについて定めることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とするものです。

同和教育の授業を実践する前に、次の図書を読了することをお勧めします。なお、これらの図書は、県立学校及び市町村教育委員会に配付してあります。

- ・「これでわかった！部落の歴史 私のダイガク講座」
- ・「ビジュアル部落史第1巻～第5巻」
- ・「神奈川の部落史」

教職員が同和問題を正しく理解した上で、児童・生徒にも被差別部落の人々が果たしてきた大切な役割や、残してきたすばらしい文化を伝え、それが現代の私たちの生活につながっていることを、しっかりと理解させましょう。

同和教育の進め方として発達段階に応じ、高校では、次のような計画が想定されます。

計画例

同和問題の歴史的変遷を学ぶ。様々な役割を担っていた被差別部落の人々が、戦国大名に重用され、江戸時代には農民・町人とは別の支配体系に組み込まれたこと、明治に入って出された解放令の影響で、困窮し、厳しい差別に見舞われたこと、水平社の結成から戦後の地域改善事業の成果、そして、現在、情報通信技術の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じ、「部落差別解消の推進に関する法律」が施行されたことなどを学習する。

(2) 公正な採用選考

昭和40年の同和对策審議会答申は、同和地区出身者の就職の状況について「近代的な大企業への就職はきわめて少ない」と述べ、その原因は「基本的には社会的差別と偏見」であると指摘しました。当時は、社用紙と呼ばれる会社独自の履歴書を使用して、家庭の経済力や親の職業・学歴などの記載を求め、これらの内容を選考の基準としている会社がありました。また、社用紙に記載させた本籍情報や、採用選考時に提出させた戸籍抄本をもとに身元調査が行われることもあり、これらのことにより同和地区出身者などが就職差別を受けることがありました。

このような状況の中で、生徒を就職差別から守るため、生徒本人の適性と能力に関わりのない項目を応募用紙から取り除くよう企業に求める取組が、学校現場を中心に進められました。その結果、昭和48年に労働省と文部省が、新規高卒者の採用選考時における応募書類は、就職差別につながる事項を除いた「全国高等学校統一用紙」を使用し、戸籍謄(抄)本等の提出を求めないよう通達を出しました。その後、新規中学校卒業者用の応募書類も高等学校の様式に準じて定められ、どちらの様式についても何回かの改訂を経て、現在の様式にいたっています(資料3)。

本県においても、平成9年度の新規高卒者の採用選考において、県内企業数社が本人・家族の本籍地や家族の職業を記載させたり、面接において家族構成や保護者の離婚理由などを質問したりしたことが明らかになりました。このことを受け、県教育委員会では平成10年度から神奈川労働局などの関係機関と連携を図りながら、次のように公正な採用選考の取組を進めています。

- 例年5月に、ハローワークを通じて事業所に公正な採用選考の実施について文書で依頼する。
- 提出書類や面接における不適切な質問について学校からの報告があった場合には、神奈川労働局に連絡の上、不適正事案と認められた場合は、企業に対する指導を依頼する。

生徒を就職差別から守るためには、中学・高等学校の指導の中で、採用選考は本人の適性と能力に基づいて行われなければならないという認識を高め、生徒自身が就職差別につながる質問などに気づき、指摘できるような態度を身につけることが大切です。

また、生徒が就職差別を受けたり、面接で不適切な質問を受けたりした場合には、学校は速やかに教育委員会とハローワークに連絡し、生徒に寄り添うような指導を行うことが大切です。企業に対する事実確認と指導はハローワークが行います。

大学・短大、専門学校、私立中・高等学校などの入学関係書類において、本籍や家族構成などの記載を求めたり、面接時に不適切な質問をしたりするケースも報告されています。県教育委員会では県立学校に対して、学校が提出する入学関係書類に本籍欄や家族欄があった場合には、該当欄は記入せず斜線を施す対応をするよう指導するとともに、文部科学省や大学関係機関などに改善の要望をしています。

<参考資料>

「人権教育ハンドブック」神奈川県教育委員会（平成30年4月）

「同和問題の正しい理解のために」神奈川県・神奈川県教育委員会（平成28年3月）

資料1

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月16日施行

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の

実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

資料2

衆議院法務委員会における附帯決議

平成28年11月16日

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

参議院法務委員会における附帯決議

平成28年12月8日

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

1 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

2 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

3 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

資料 3

全国高等学校統一用紙

(応募書類 その1)

履 歴 書			取得年月	資格等の名称		
平成 年 月 日現在		写真をはる位置 (30×40mm)				
ふりがな	性別					
氏名						
生年月日	昭和・平成 年 月 日生(満 歳)					
ふりがな						
現住所						
ふりがな						
連絡先						
<small>(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)</small>						
学 歴 ・ 職 歴	平成 年 月	高等学校入学				
	平成 年 月					
	平成 年 月					
	平成 年 月					
	平成 年 月					
	平成 年 月					
<small>(職歴にはいわゆるアルバイトは含まない)</small>						
		趣味・特技	校内外の諸活動			
		志望の動機				
		備考				

(別添1)

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により平成17年度改定)

(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により平成17年度改定)